

奈良県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
ときわ薬局	橿原市常盤町三四四―二	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十月三十一日